

## 農用地区域変更申請に係る添付書類チェックリスト

申請書への添付書類については、下記を参考に内容をご確認ください。

### □ 1. 申請地の位置図

位置が客観的に把握できるものがが必要です。周辺の土地も含めて作成し、かつ申請地の形状とおおよその範囲が分かるように目印を付けてください。（枠で囲む等）

### □ 2. 申請地の公図

法務局窓口で取得してください。概ね3ヵ月以内のものをお願いします。（オンライン取得は不可）

### □ 3. 申請地の全部事項証明書

法務局窓口で取得してください。概ね3ヵ月以内のものをお願いします。（オンライン取得は不可）

### □ 4. 隣地所有者承諾書（隣地が農地の場合）

申請地から（一部変更の場合はその一部から）4mの範囲内の隣地所有者の承諾を得てください。隣地と申請地の間に道や水路があっても、4m離れていなければ必要です。隣地と申請地の所有者が同じ場合、その隣地については不要です。

### □ 5. 土地所有者承諾書（申請者と土地所有者が異なる場合）

申請者が土地所有者から申請地を借りる場合等は、所有者の承諾を得てください。

### □ 6. 土地利用計画図

申請地の配置図を作成してください。配置図には、変更後の用途（分家住宅、農業用施設等）の詳細が客観的に把握できるよう、申請地全体の形状及び面積、各施設やスペースの配置及び面積を可能な限り具体的に記載してください。特に分筆登記を予定されている場合は、それに耐えうる精度のものが必要です。

（例）分家住宅を建築する場合

→家屋、倉庫、駐車場、洗濯干し場、花壇等の配置及び面積を記載（辺長含む）

※進入口（進入路）の形状や辺長、浄化槽の配置や配管の記載も必要

なお、申請後に排水方法等のより細かな計画をお聞きすることがありますので、ご注意ください。

### □ 7. 農用地区域変更申請に伴う都市整備課合議書

申請書を提出する前に、都市整備課（3階南）へ申請内容を相談に行き、担当者に記入を依頼してください。該当法令が無い場合も、その旨を確認するために必要です。

### □ 8. その他

代理人による申請の場合は、委任状を添付してください。土地利用計画図以外に、変更後の用途に係る書類（何らかの図面・計画書等）を作成している場合は、可能な限り添付してください。